

## 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和5年度 新型コロナウイルスワクチン接種にかかるコールセンター等業務委託		
履行場所	市長が指示する場所		
委託の内容	<p>新型コロナウイルスワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することとなり、国の感染症対策本部会議によると、令和5年4月以降、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようになっている。</p> <p>令和5年4月以降も継続してワクチン接種が実施されることとなるため、市民からの接種方法等の問い合わせや、予約受付、予約システムへの接種実績の登録などを行う。</p> <p>(1) コールセンター等業務          ①コールセンター等統括業務 ②相談対応業務          ③接種予約システム運用等業務 ④接種予約受付業務 ⑤接種券の再発行等業務</p> <p>(2) 保健所分室等業務          ①ワクチン保健所分室等管理業務 ②電話対応業務 ③窓口対応業務          ④松山市ホームページ掲載に係る運用支援業務</p>		
履行期間	令和	5	年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 8 月 31 日
契約年月日	令和	5	年 4 月 1 日
契約金額	128,066,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	愛媛県松山市二番町3丁目6-5	
	名称	株式会社 ウイン	
選定理由	<p>新型コロナウイルスワクチン接種は、令和5年4月、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようになっている。オミクロン株対応ワクチン接種（令和4年秋開始接種）は、初回接種から3ヵ月以上経過した者が接種できることから、予約を取る際には、以前の接種日を確認しなければならない。ワクチン接種の予約は、当該業者が運営管理している予約情報ネットワークシステムにより行い、システム上、前回接種日などから予約可能か判断しているため、他の業者となった場合、初回接種を含めた前回の接種の接種履歴がなく、また、未接種者のための接種も継続していく中で、システムが2つ運用されると業務に支障をきたし、市民に対しても混乱を招く恐れがある。</p> <p>さらに、現在使用している電話番号も変更することになり、再度、市民に周知するには時間を要することから、競争入札に付することが不利となる。</p> <p>加えて、システムの管理者権限を当該業者が有しているため、当該業者の許可がなければ他者では履行できない。</p> <p>以上のことから、現在コールセンターを請け負っている㈱ウインと契約することで、新型コロナウイルスワクチン接種の業務の効率化・市民サービス向上が図られるため、同業者を選定するものです。</p>		
契約担当課	保健予防課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。